

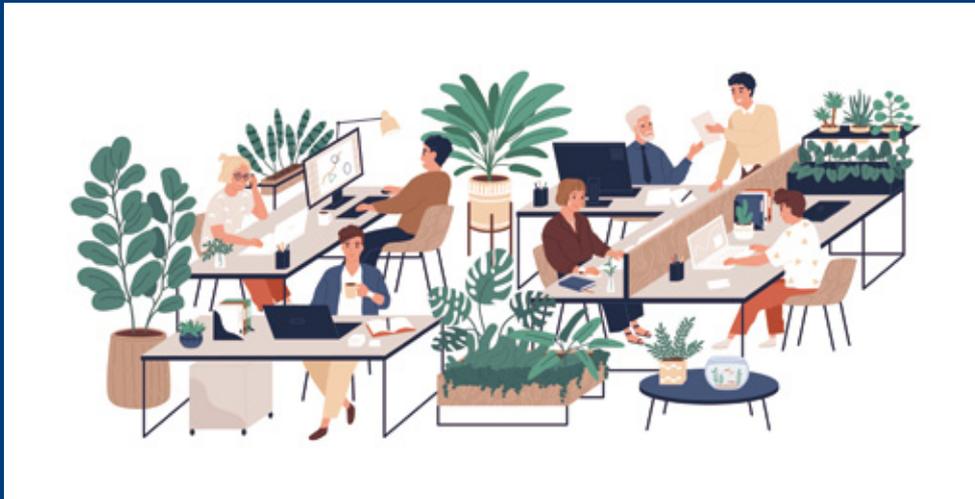
7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンス R&D 株式会社
<https://www.seventh-sense.co.jp/>

Well-being!!



hmr
seventh sense

INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
企業における健康経営について	P. 5
超高級輸入車は経費になるか?	P. 6
人事ナビ	P. 8
事業継続力強化計画認定制度	P. 10

hmr

会計事務所業界をリードする、国 それが、セブンセンスグループ。



代表取締役社長
徐 瑛義

代表取締役会長
小長谷 康

常に新しい目線で
未来をとらえて半世紀

セブンセンスグループは、
現在、スタッフ数は総勢約200名。
拠点は東京、千葉、静岡、鳥取、沖縄など日本全国10か所。
お客様は全国2,000社を優に超え、
静岡県や山陰地方においては地域ナンバーワンを誇ります。
この先、半世紀も、お客様や社員、企業に関わる
全ての人々と幸せを共有するために。
革新的でユーモアあふれる自由な発想を持ちながら、
“業界最先端”の会計事務所グループとして
邁進して参ります。

【セブンセンスイズム】(基本理念)

五感+第六感+ユーモアのセンス(7th sense)

Sense of Humor

セブンセンスグループは、
お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、
仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

【フィロソフィー】(経営理念)

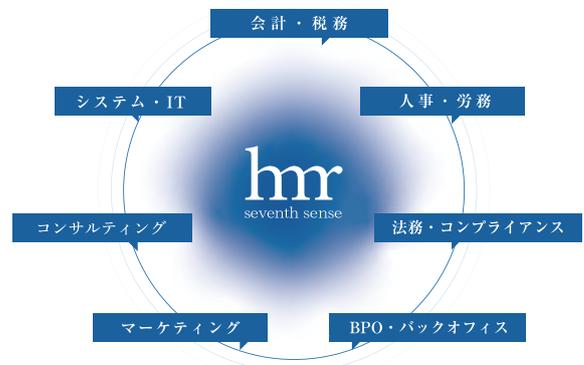
革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とし、
プロフェッショナルとしての仕事を通じて、
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

【ミッション】(社会的使命)

- お客様から最高に信頼される相談相手となること
- 全従業員の物心両面の幸せを追求すること

【コアバリュー】(価値観・行動指針)

- 常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- 自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- 社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- 最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- 個性を尊重し、コミュニケーションを大切にす
- 今日を変え、明日を変え、未来を変える



【資格者紹介】

- 税理士(12名) ■ 社会保険労務士(9名) ■ 行政書士(2名)
- 中小企業診断士(3名) ■ ファイナンシャルプランナー(7名)
- 宅地建物取引士(3名) ■ 事業再生アドバイザー(6名)
- MAS監査プランナー(5名) ■ 文書情報管理士(1名)など

内有数の総合型会計事務所。



Group Office

山陰オフィス

千葉オフィス

東京赤坂オフィス
東京上野オフィス
東京外神田オフィス
東京銀座オフィス

石垣島オフィス

静岡オフィス
静岡オフィス別館
静岡沼津オフィス

事業一覧

セブンスグループでは、下記を一例に多岐にわたる事業を展開しています。

会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせて、細やかにサポートします。

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

※各拠点により対応が異なる場合がございます。 ※2021年9月1日現在の情報です。



山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



■「ブラインドタッチのすゝめ」

皆さんは1日の仕事の中でキーボードのキーをどれぐらいの回数叩いているかご存じでしょうか。セブンセンスの社員で、キーボードの打鍵数をカウントするソフトを使って100日間測定してみたところ、1日平均で18,081回もキーボードを叩いていました。仮に1日2万回キーボードから入力しているとして、ローマ字入力と仮定すると約1万文字を1日で入力しています。原稿用紙25枚分も毎日キーボードから入力を行っていることが分かりました。

最近はスマートフォンやタブレットの普及に伴って、パソコンでの入力機会が減っていてキーボードからの入力が苦手な方も少なくないという調査結果も出ています。しかし1日でこれだけキーボードを叩いているわけですから、入力のスピードが少し上がるだけでも業務効率のアップに繋がります。

そこで今回は「ブラインドタッチ」について お・す・ゝ・め したいと思います。

■ ブランドタッチとは

ブラインドタッチとは、指にキー配列を覚えさせモニターに視線を固定した状態でタイピングをすることを指します。目でキーを探さないためにタイピングスピードが上がるのですが、それ以外にも、誤字脱字に気がつきやすい、視線が手元と画面の行き来にならないので疲れにくい、など様々なメリットがあります。

こんなメリットは理解しつつも習得できないのがブラインドタッチ。

そんな方のために、比較的早くブラインドタッチに慣れることができるという2つのポイントをお伝えします。

1. ホームポジションに指を置く

キーボードをよく見て頂くと「F」と「J」キーにはポツッと出っぺったものが付いています。ここに左手と右手の人差し指を置いてそのまま横にあまった指を置いていきます。

[A][S][D][F]キーに左手の小指、薬指、中指、人差し指
[J][K][L][;]キーに右手の人差し指、中指、薬指、小指

この指の置き方を「ホームポジション」と言います。

文字の入力を行い、キーを押すごとにホームポジションに戻る癖を付けるとキー配列を指が覚えやすくなるため、この指の置き方を覚えるのが第一ステップとなります。



2. よく使われる日本語を反復練習する

やはり、最後には反復練習が効果的です。しかし、適当に文字の入力をすれば良いわけではなく「普段使う言葉や単語」を使うのが良いのですが、なかなか自分で練習するのはモチベーションが維持できない事もあると思います。

そこで、インターネットでタイピング練習を出来るサイトをご紹介します。

「e-typing」 <https://www.e-typing.ne.jp/>

タイピング速度の測定も出来ますので、是非職場の仲間とタイピング大会を行ってみて下さい。

ブラインドタッチ習得への近道は、やはり反復練習です。3日練習するだけでもとても速くなりますので、是非チャレンジしてみてください。

企業における健康経営について

■ 従業員の健康と幸せ

従業員の健康をサポートすることで、会社全体の生産性や業績の向上につなげていく。こんな経営課題があることをご存じでしょうか。

遅ればせながらセブンスグループでも取り組み始めました。そこから見てきた様々な課題の向こうに、従業員の幸せ…**ウェルビーイング**を想像しながら進めていきます。



■ ウェルビーイング (well-being) とは

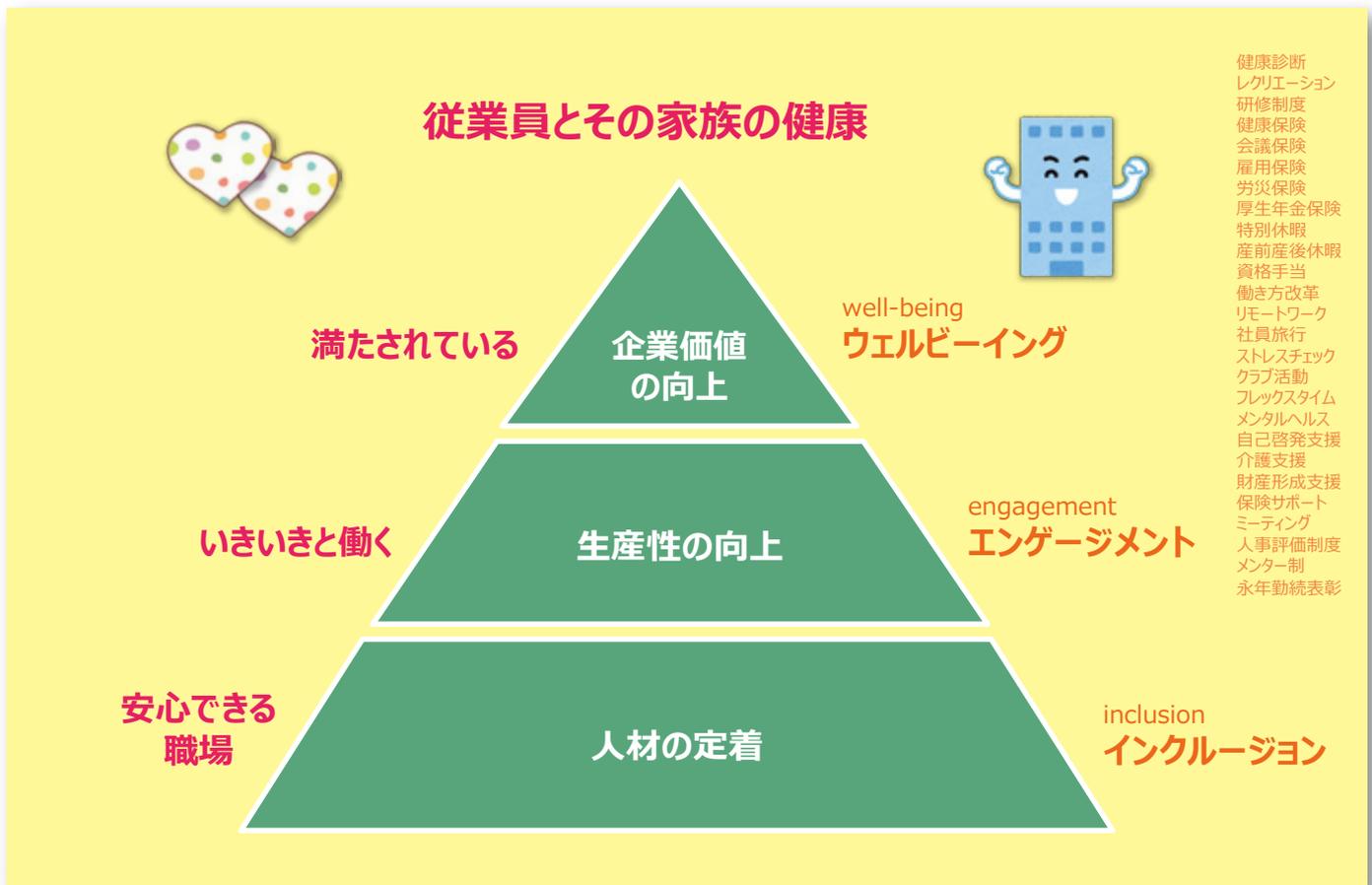
「Health is a state of complete physical, mental and social **well-being** and not merely the absence of disease or infirmity.」

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態である」というものです。（日本WHO協会訳）

■ 企業における健康経営

「従業員が心身の健康はもちろん、会社や所属チームとの関係も良好で、プライベートにおいては家族や仕事以外でも満たされて人生をポジティブに捉えられている状態である。それによって仕事のパフォーマンスは上がり、達成感や実績を作ることができ、会社全体の活力につながっている」

What a wonderful !!



超高級輸入車は経費になるか？

税理士
行政書士 徐 瑛義

そう よい

グループ
代表

■ここ最近の休日は
ソファから一歩も
動かずに映画三昧で
過ごしています…笑



業績の良い会社の社長さんが決算・節税対策として思い
つく方法の1つがクルマの購入です。節税目的で購入する
なら4年落ち以上の中古ベンツのセダンがよい！なんて書
籍がベストセラーになったのも記憶に新しいところです。

ところで、ベンツはともかく、フェラーリやランボル
ギーニなどの超高級輸入車は問題なく会社の経費として
計上できるのでしょうか・・・？

1. 税務署の問題意識とは？

ある国税当局の会議資料によれば、「内部けん制が働かず、代表者の意思によって経理内容が左右され
易い同族会社にあっては、お手盛りにより勤務実態に合わない不相当に高額な役員報酬を支給したり、
代表者やその家族の個人的な費用を会社の費用に計上し、適正な課税を免れているものが後を絶たない
…（中略）…**税務調査の際には是正させることが極めて当然であり、厳正な態度で臨む必要がある。**」と
して、是正すべき事項に次のような項目を掲げています。

是正すべき事項

- ① 代表者本人の役員報酬
- ② 代表者以外の同族役員の報酬
- ③ 同族使用人の給与
- ④ 役員退職金
- ⑤ 個人的な費用の会社負担
- ⑥ 会社の業務に関係ないと認められる資産の購入
 - ・ 高級マンション
 - ・ 高級別荘 業務遂行上の必要性の薄いもの
 - ・ 高級外車
 - ・ クルーザーなど

〔税理〕2006.3 198-199頁より

やや乱暴な解釈をすれば、**事業に関係のない高級外車**については、「是正すべき事項」として税務調査で
否認する、という内容の発言が国税局内の会議であったということです。

そこで、今回のテーマである超高級輸入車ですが、どのようにすれば社用車として減価償却費や関連
諸経費が費用(損金)として税務上認められるのでしょうか。以下、実際にあった事例(平成7年10月12
日裁決)を見ていきましょう。

2. フェラーリはOK！クルーザーはNG！？

消費者金融のA社は、社用車としてフェラーリ2,700万円を1台購入、取引先接待用及び従業員の福
利厚生用としてプレジャーボート(クルーザー) 2,735万円を1隻購入しました。

フェラーリは、「日常の通勤及び各支店を巡回指導する際の交通手段として利用」という目的で購入・使
用。A社は2,700万円のフェラーリの購入費用を減価償却費として毎期経費にします。

クルーザーは、「金融機関上層部の接待」「船舶を利用しての船釣りによる接待」「従業員の福利厚生の一環」との目的で購入・使用。2,735万円のクルーザーの減価償却費を毎期経費にしていました。さて、税務調査が入ります。

まずはフェラーリ。税務署は、「なぜフェラーリが必要なのか？それは代表者の個人的趣味だろうか？」「事業内容や社会常識から判断すると、フェラーリは会社ではなく社長の個人資産と認められる。」と主張して、減価償却費を税務否認。フェラーリの購入代金2,700万円は社長に対する役員賞与であるとして課税処分しました。

この処分を不服としてA社が国税不服審判所に申し立てたところ、裁決では、「…**個人的趣味によって選定された外国製のスポーツカータイプの乗用車であるとしても現実に請求人の事業の用に使用されていることが推認できる**以上は、原処分庁の主張を採用することはできない」として国税側の処分を取り消す旨の決定をしました。

つまり、フェラーリは実際にA社の業務に使用されていたのだから経費でOKと認められたのです。

ちなみにこのケースでは、社用車としてA社が所有していたフェラーリとは別に、社長個人が所有していた超高級自家用車が3台あったということで、**会社と個人とで明確に区別されていたこと**も国税不服審判所の判断に大きく影響しています。

さて、クルーザーについてはどうなったのでしょうか。会社側は「接待交際目的のため！」「福利厚生の一環として！」と主張して争いましたが、国税不服審判所は、「…いつ、だれを、どのような目的で乗船させ運航したかの記録・説明はない」「福利厚生資産としての利用規定等もない」と一蹴、A社の主張を認めませんでした。

3. 経費にするための大原則とは！？

上記の裁決事例では、フェラーリであろうと何であろうと、**事業の用に供していれば減価償却費は必要経費に算入できる**、という極めて常識的で当たり前な判断が下されました。購入したクルマが個人的趣味を反映していたとしても、事業用として使用していれば、それは事業用資産として減価償却費を経費にすることができる、という判断です。

逆に、クルーザーに関して否認されたのは、接待用としても福利厚生用としてもその実態・事実を法人が説明・立証できなかったことが理由です。

すなわち、クルマなど資産の購入・使用が「**事業に関係する**」ものであることを国税に対して納税者が立証できるかどうか**が最も重要なポイント**であり、原則だということです。この裁決事例を基にすれば、超高級輸入車などの資産を購入する場合に、以下のように準備・対応しておけば税務署から減価償却資産として認められる可能性が高くなるということが分かります。

- 高額で趣味的なものであっても、現実に通勤や出張などに使用されていれば、会社の事業用であるため原則として経費になる。
- 出張旅費規程を整備し、その規定通りに運用する。
- 出張等の際は、運行記録を作成して記録に残しておく。
- 個人でもクルマを所有する場合には、事業用とプライベート用で使うクルマを明確に分ける。

事業に関係するものであることをきちんと立証することができれば何も問題になることはありませんし、税務調査に怯える必要もありません。フェラーリであろうがプライベートジェットであろうが、それが事業の用に供されていることを客観的に立証することができれば、それは経費として認められて当然のことなのです。

労務部 船木 宏道



山陰
オフィス
社会保険
労務士

ふなき ひろみち
■趣味：休日は自宅
の松江市周辺の温泉巡
りでリフレッシュして
います。
宜しくお願ひ致します

パワーハラスメント防止措置

「パワーハラスメント防止措置」

2022年4月より、全事業所“中小企業”も義務化されます。

1. 2022年4月、中小企業も「パワハラ防止法」の対象に

2019年5月、職場における「いじめ・嫌がらせ」を防止するための、いわゆる「パワハラ防止法(正式名称：改正労働施策総合推進法)」が成立し、大企業では2020年6月に施行されました。

本年2022年4月には中小企業も対象になりますので、各企業においては準備や対応が必要です。パワハラ防止法に違反した際の罰則は設けられていないのですが、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となったり、パワハラが常態化して改善が見られない企業は、企業名が公表されることが決定しています。

2. 職場における「パワーハラスメント」とは？その3つの要素

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素を**全て満たす**行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

3. パワーハラスメントの6類型と具体例

パワーハラスメントとは、具体的にどのようなものなのでしょう。正しい知識を得ることで業務上の指導を超えたパワーハラスメントを回避できます。

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 (暴行・傷害)	・殴打、足蹴りを行う ・相手に物を投げつける
2 精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)	・人格を否定するような言動を行う。 性の多様性に関する侮辱的な言動を含む。 ・業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	・1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)	・新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)	・管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ・気にいらぬ労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること)	・労働者の性の多様性、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。(★1)

[前ページの注釈]

★1 プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じる必要があります。

4. パワハラ防止のために講ずべき4つの措置とは（義務）

ハラスメントを防止するために、事業主は次の1～4の措置を講ずべき義務としています。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

■ ■ ■ ご案内 ■ ■ ■

セブンス社会保険労務士法人では、

外部の相談窓口として「ハラスメント相談窓口」を設置します！

2022年4月1日から、全事業所がパワハラ防止措置のため、「相談窓口の設置」を行い、相談窓口を従業員へ周知することが必要になります。相談窓口は社内に設けるほか、外部委託も可能です。

【外部の相談窓口とは？】

中立・公正な対応をとりやすい専門性のある外部相談窓口として、従業員の方々を対象に、パワハラ、セクハラ、マタハラなど職場内で発生する**各種ハラスメントやいじめに関する通報・相談の一次受付業務を代行**します。

【外部相談窓口のメリット】

■ 相談窓口を外部に設置することは、「パワハラ防止法」で義務付けられた防止措置への対応にとどまらず、ハラスメントやいじめの発生リスクを未然に抑止する機能にもなります。問題が発生した場合に、社内だけでなく外部にも相談窓口があることは、従業員を大事にしているという姿勢の明示につながり、従業員が安心して働ける職場環境を整えることができるため、ハラスメントによる企業リスクの軽減となります。

■ ハラスメントは放置しておくとも問題が大きくなり、トラブルが増え、職場環境が悪化し、メンタル不調者や退職者がでる等、生産性が下がります。そのため、発生させない対策だけではなく、発生した場合に適切な初動対応と、発生ケースを環境改善に生かすことが重要になります。担当者への報告もスピーディに行われるため、適切な問題解決のサイクルを創出できます。

ご希望の事業主様は、**弊社担当者まで**ご連絡をお願い申し上げます。

事業継続力強化計画認定制度

翠 直孝

みどり なおたか

東京
赤坂
ワイルド
マネージャー

■コロナ禍が一日でも早く終息するよう祈りながら毎日をごしています。



中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。

認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。



認定対象事業者

防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- ・事業継続力強化に取り組む目的の明確化
- ・ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定
- ・発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定
- ・ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
 - ※ 自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載
- ・計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- ・訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

■ 認定取得をするメリット

メリット① 認定ロゴマークの使用

会社案内や名刺で認定ロゴマークを使用することが可能となります。「国の認定」を受けていることをPRすることで、企業のブランディング、他社との差別化や取引先企業からの信頼度UPに繋がります。また、認定企業は中小企業庁HPで公表されます。



メリット② 低利融資・信用保証枠の拡大等の金融支援

(1) 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、基準利率から0.9%引下げの低利融資を受けることができます。

(2) 中小企業信用保険法の特例

事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

メリット③ ものづくり補助金等の優先採択

計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金などの一部の補助金の審査の際に加点を受けられます。

メリット④ 防災・減災設備に対する税制措置

認定事業継続力強化計画に記載された対象設備を取得した場合に、特別償却20%（令和5年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却18%）が適用できます。

【税制の概要】

○対象者：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者



○支援措置：特別償却20%（令和5年4月1日以降に取得等をする資産は18%）

○対象設備：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

－機械装置（100万円以上）：

自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ等

（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

－器具備品（30万円以上）：

自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、

感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ

－建物附属設備（60万円以上）：

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、**架台（対象設備をかさ上げるために取得等をするものに限る。）**、**無停電電源装置（UPS）**

（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※1 「機械装置」及び「器具備品」には、対象設備をかさ上げるための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。



自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策を講じるための第一歩として活用していきましょう！事業継続力強化計画認定のご相談はセブンセンスグループへお問い合わせください！

セブンスセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
プロフェッショナルとしての仕事をする
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

<https://www.seventh-sense.co.jp/>

セブンスセンス税理士法人
セブンスセンス社会保険労務士法人
セブンスセンス行政書士法人
セブンスセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンスセンスマーケティング株式会社
セブンスセンスR&D株式会社



■東京赤坂オフィス
〒107-0052
東京都港区赤坂2-15-16
赤坂ふく源ビル4階
Tel:03-6426-5542

■東京上野オフィス
〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階
Tel:03-6803-2905

■東京銀座オフィス
〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■東京外神田オフィス
〒101-0021
東京都千代田区外神田5-4-6
山岡ビル302

■千葉若葉オフィス
〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel:043-234-9132

■静岡オフィス
〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel:054-264-3171

■静岡オフィス 別館
静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■静岡沼津オフィス
〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■山陰オフィス
〒683-0805
鳥取県米子市西福原3-3-1
YNT第4ビル3階
Tel:0859-21-1171

■石垣島オフィス
〒907-0014
沖縄県石垣市新栄町6-18
石垣市IT事業センター2階

セブンスセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。
会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会社にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・開業準備をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方